

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用施設等保安規定の変更に係る行政相談
2. 日時: 令和4年9月1日(木)14時00分～14時50分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
本多主任安全審査官、榎見主任安全審査官
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 材料試験炉部 次長 他8名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について
-JMTR 施設及びホットラボ施設に係る変更-
 - ・大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について
-HTTR 原子炉施設に係る変更-

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、原子力規制庁の本田です。それではですね減少機構の大洗喜多県小浦井研究所北地区のですね核燃料物質使用施設等、
0:00:13	保安規定の変更内容についてということで目資料、
0:00:16	送付いただいておりますので面談を始めさせていただいておりますので、原子力機構さんの方から資料に基づいてご説明よろしくお願いたします。
0:00:28	はい、原子力機構の高村ナカムラですありがとうございます。資料の方を事前に配りさせてお受けさせていただいてと思います。
0:00:39	今回、主な施設2施設ございますので一つずつ説明をさせていただければと思います。
0:00:46	特段、地盤を予防なければ、そうですね。J M T Rの方から説明をしていただければと思いますが、よろしいですかJ M T Rさん。
0:00:58	はい。J M T Rホットラボのキムラですけれども構いませんちょっと1点確認させていただきたいんですけども今画面なんですけども、今J M T Rのこちら会議室の方の画面がですね、
0:01:12	N R A 会議室 2⑨っていうホルダーみたいなものがある。
0:01:18	画面になってるんですけども、そういうことです。
0:01:23	通常のW e b 面談等の、
0:01:26	画面とは異なる状態になってまして、
0:01:30	木村さんねホンダですけど、キムラさんたちの写ってる画像は岩根キムラさんの後に、今お2人座ってらっしゃるでしょう。映りました。大丈夫、大丈夫です。
0:01:43	申し訳ございません。よろしくお願いいたします。
0:01:45	はい。よろしくお願いいたします。
0:01:48	改めまして材料試験炉部の方のホットラボ課の木村の方が説明させていただきます。
0:01:55	まず材料試験炉部の所掌につきましては今回第5編のJ M T R 棟第6編のホットラボ。
0:02:04	施設の方の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:05	保安規定の変更について説明をさせていただきます。まずお手元に、9、お配りしてある資料なんですけども、1枚めくっていただきますと、今回の保安規定の変更内容についてという記載がある
0:02:20	フェーズとなっております。今回我々材料試験炉部の方ではですね、JMT Rとホットラボ施設につきまして2、2件の変更2点の変更を行っております。
0:02:31	まずは1ポツとしましては放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る記載の追加というところでこちらにつきましては、JMT Rの施設と、ホットラボ施設の方がですね今後廃止に向け、
0:02:43	放射性廃棄物内廃棄物の管理に係る条文を追加するという形の変更を行っております。またですね2ポツの記載の適正化というところでですね今回の保安規定の方の目次になりますけど、それにですね
0:02:59	等一部条項が抜けていた部分がありましたのでその条項を付け加えたという変更をいたしました。
0:03:09	では実際変更内容2章、詳細につきましては、次のページ以降で説明させていただきます。
0:03:17	では1枚めくっていただくと、次1ポツ放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る記載の追加というところでまずこちらJMT R施設の方の記載となっております。
0:03:28	内容につきましては第5編JMT Rの管理、第7章、放射性廃棄物でない廃棄物の管理としまして、放射性は、第33条ですねこちらの方、この規程第33条にですね今回この、
0:03:41	記載させていただきました。
0:03:43	読ませていただきます。原子炉課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成しているコンクリートガラスプラスチック等、括弧以下、資材等という、
0:03:54	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物、以下放射性廃棄物でない廃棄物というとする場合次の各号に掲げる措置を講じて、
0:04:05	材料試験の部長の承認を得ると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:07	(1) 使用履歴の記録等が管理されている死産資材等については管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。 (2) 汚染された資材等についてはその汚染部位の特定分離を行う。
0:04:21	(3) 適切な束測定方法により、念のための放射性測定を行い、汚染がないことを確認する。
0:04:28	2、2項、材料試験の部長は前項の承認をしようとする場合はあらかじめ放射線管理第二課長の同意を得る。3項、原子炉課長は第1項で承認終了放射線廃棄物でない。
0:04:40	廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物の混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずると。この
0:04:50	分につきまして、今回追記いたすこととしました。なおですねこちらにつきましてはですね先日認可をいただいた保安規定大洗北野保安規定の燃研棟の部分なんですけどそちらで、
0:05:03	記載された内容と同様の内容となっております。
0:05:07	続きましてめくっていただくと次ホットラボの、
0:05:12	施設のほうの記載となっておりますけども、今読ませていただいた内容のうち、原子炉課長がホットラボ課長に変わったというところで、記載内容につきましては、同じものとなっておりますので、
0:05:27	読み上げは割愛させていただきます。
0:05:30	またさらにめくっていただきますと、2ポツ、記載の適正化という説明になってまして、それは目次の方にですね6点。
0:05:41	保証3節というところにですね今まで最後の部分何も書いてなかったんですけど、今回第2条の2という、
0:05:49	分を追加するという変更をいたしております。
0:05:53	材料試験の分の変更についてに係る説明については以上とさせていただきます。
0:05:58	ありがとうございました。
0:06:00	はい。規制庁の本田ですありがとうございます。ちょっと1個1個、一つ一つの施設でちょっと確認。
0:06:09	さしてください。
0:06:11	と。
0:06:13	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:17	まずね
0:06:18	1 ページ目の変更内容のご説明のところの 1 ポツの、
0:06:24	最初のポツのところ、J M T R 施設の廃止。
0:06:27	おっしゃってるのは、
0:06:30	当然これは原子炉施設のことではなくて、
0:06:34	使用使用施設としてエントリーしてる J M T R っていうふうに理解していいですか。
0:06:42	はいそうですね炉の方がもう排出計画で進めますので合わせてというところでした。わかりました。
0:06:50	わかりました。
0:06:51	それで、もう 1 個は、次の二つ目のポツホットラボ。
0:06:56	にも、この N R の話を加えますって話だったんだけど、
0:07:01	ただ木村さんご説明の中であった通りこの前燃研棟の
0:07:05	ところで第 7 編成第 7 編で、
0:07:09	N R への管理の規定追加して、
0:07:13	その申請の中にもホットラボの申請ってありましたですよね 1 個ね、課長が、その燃料を受入れるときはどうするああするっていうやつ。
0:07:22	今回この N R の話を、その 1 個前のにこれ入れなかったって何か理由があるんですか。
0:07:29	いや部内の業務状況を踏まえて、見込みになったというところで、
0:07:35	考えてます。大洗につきましては今、いろんな各施設ごとに保安規定に取り組み対応している状況ではありますので、材料試験炉はこのタイミングになってしまったというところは、
0:07:47	だから、
0:07:49	ちょっとすみません、もっと、
0:07:50	まっすぐ行っちゃうとその前の申請に間に合わせればよかったんじゃないかと思ったんだけど、
0:07:56	それはその業務の
0:07:58	部内でのその調整っていうか、
0:08:03	申請のタイミングもあるでしょうからね。それに間に合いませんでした。単純にそういう形でそうですね結果的に間に合いませんでした。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:12	おはようございます。
0:08:14	それから2ページ3ページはこれ、JMとホットラボで小共通なんだけど、
0:08:21	JMの方でちょっと代表的に言いますけど
0:08:25	資材等っていうのを金属コンクリートガラスプラスチック等って書いてあるじゃないですか。
0:08:33	ここの頭は何を想定されます。
0:08:45	もしかしたら木材とかある可能性も、
0:08:53	考えられますかね、金属コンクリートガラスプラスチックどれにも当てはまらない材料が、
0:08:59	材質、
0:09:00	が出てきたときに、はい。
0:09:04	これを通していくと言われると、ここ限定されてしまうとそうだねという部分がございますので、
0:09:13	今の、今、もうこれは、木材が考えられますよっていうことですかね。
0:09:20	わかりました。
0:09:23	それで、規制庁の恩田ですけどそれで第2項のところちょっとこれ
0:09:27	単に感想っていうことんなっちゃうんだけど、
0:09:31	材料試験の部長が、その承認しようとするとかあらかじめ放射線管理第二課長の同意を得るってなってるけれども、
0:09:40	この部長、何でもこうなんか部長同士のあれかなというふうに考えちゃうと放射線管理部長じゃなくていいのかっていう。
0:09:48	ふうに思ったんだけどそこは何かあります。
0:09:52	一応こちらきだし、施設の放射線管理は放射線管理第二課が行ってるというところで放射線第二課長とさせていただいておりますホットラボのキムラですけど、
0:10:04	そこの放射線管理第二課長に立つ管理部長さんっていらっしゃるじゃないですか。
0:10:11	そうですね放射線管理部の部長がおります。そこの関与はあんまり、
0:10:17	なくてもいい感じですか。これは放射線管理部に行けばいいのか。
0:10:22	新屋。
0:10:24	前回の燃研棟の同じ横並びは必ずございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:36	それ、それちょっと
0:10:38	すいません。わかりました。わかりましたありがとうございます。
0:10:46	これだな。
0:10:59	うん。
0:11:03	はい。大きく変わります。
0:11:06	いいですか。はい。規制庁の本多です。J M T R とホットラボについては承知しました内容。
0:11:16	変更の内容はわかりましたありがとうございました。続けて、H T T R でお願ひします。
0:11:26	こちらH T T R 計画課野尻と申します。
0:11:31	共有させていただいてよろしいでしょうか。どうぞお願ひします。
0:11:46	うん。
0:13:30	誰。
0:13:32	来てる。
0:13:40	すいませんちょっと間違って消してしまいました。
0:13:43	大丈夫ですか。
0:13:55	あ、はい、移りました。
0:13:58	あ、失礼しました。それではこの資料に基づいて説明させていただきたいと思ひます。まず1ページの方ですが、
0:14:08	構成としましては
0:14:10	1番目に
0:14:13	今年の6月3日に向けて、許可に許可をいただきました
0:14:20	許可の内容についてご説明させていただきます。番目に
0:14:24	今回の保安規定の変更申請の内容について説明させていただきたいと思ひます。この変更申請の内容につきましては二つに分かれておりまして、はい。一つ目41条の非該当になるという、施行令の
0:14:39	第41条非該当になるというものに伴います記載の削除というものです。
0:14:45	あともう一つはそれに伴いまして液体廃棄物、液体状放射性廃棄物のですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:52	一般排水工への環境交付に関する記載の削除というもの、そういった構成等を担っております。
0:15:01	まず最初に6月3日付許可いただきました変更許可の内容についてご説明いたします。
0:15:08	対応といたしましてはここに書いてますようにHTTRにおきまして
0:15:13	使用施設の目的をですね、一部削除いたしました。
0:15:17	具体的には実験設備とかですねそういったものの許可があったんですが、それらをですねすべて削除しまして、
0:15:28	HTIにおける許可をですね注水色の測定に関する核分裂計数管に係る許可のみというふうに変更しております。
0:15:39	これに伴いまして、許可対象設備を見直しまして、
0:15:44	核燃料物質の年間使用を、
0:15:47	予定使用量ですね変更、大幅に減少したというものです。
0:15:52	その結果施行令第41いう資材と施設のへの変更になったということです。またそれに伴いまして、気象条件の変更等、必要な線量評価のですね、
0:16:04	評価も見直しも実施しております。
0:16:07	続きまして変更後の申請の主な内容としましては、
0:16:14	共通編として線の方に分かれております共通編の方につきましては年間使用、
0:16:20	予定使用料の変更等を行っております、
0:16:25	関係するのは本文のところと、添付書類の4の、
0:16:31	組織のところで、していただく政令第41条非該当してるというものです。その他の商売。
0:16:38	対策所とか安全対策所の削除というのを行っております。施設設備の方につきましては年間予定使用料の変更。
0:16:48	及び対象の設備の見直し。
0:16:51	等やっております線量評価の見直しとか、必要な変更を行っているのと。
0:17:00	変更許可後におきます使用の目的としましては、先ほど少し説明しましたような中性子束の測定ごみとなっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:09	メディアの運転に必要な中性子束を測定するため、中性子検出器見識として、濃縮ウランを用いますか小口主幹、これは密封状態でございますが、
0:17:21	それは原子炉内に原子炉圧力容器なり3本、
0:17:26	一本あたり約0.2グラム、濃縮ウランが入っておりますがこれを挿入して使用するというものです。使用後は、照射物貯蔵機器というところに貯蔵、保管するというのを
0:17:40	また書きとしまして未照射の隔月係数化につきましては、燃料交換機メンテナンスピックというところで、使用するまでの間共同保管するというような方法に変更をしております。
0:17:56	これは変更前と変更後の年間終了です。その変更までは濃縮ウラン、様々な
0:18:07	5%未満とか20%以上、あとトリウムとかもですね許可しておりましたが、
0:18:14	150キロとか対大きな多くの量を使って、もう許可をされておりましたが、
0:18:21	ここにつきましては、
0:18:23	20%以上が10グラム、2度未満を一番というような、
0:18:29	そんな形で変更の許可を受けております。
0:18:35	続きまして許可における主要設備の主要施設の設備ということですが、
0:18:44	まず一つは格付する感じです。
0:18:47	これ先ほども説明いたしました原子炉の中に、補正し測定を今晚使用するものです。
0:18:57	使用材料としましてはニッケル交付金となっております、裏は一本あたり0.5ぐらい。
0:19:04	しております原子炉圧力内には3本出て使うというもの。
0:19:11	それからメンテナンス一方で、ではですね
0:19:17	各計数管の挿入前の三上三田手順、
0:19:21	使用品の核分裂計数管の収納容器への収納作業を行うものです。
0:19:29	あと返上薬剤設備としましてはこれ炉心の方にアクセスしますので、それに必要な燃料交換機とか整備方法環境、
0:19:38	行っておりまして、そういった設備となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:43	それからクレーンにつきましてはさっき今説明しました燃料取扱設備、これを移動するために使用するものでして、
0:19:50	建屋内にあるという、
0:19:54	それから業者線 A 案に設立しまして、
0:20:00	表面水や、線量当量率を測定するために、サーベイメーターを使用する というものです。
0:20:06	それから小消火設備として、意識、燃料取扱フロアに煙感知器とかです ね
0:20:13	消火栓消火器を設けるといふようなところとなっております。
0:20:19	次、続きまして会社許可を受けまして、保安規定の変更というものを、
0:20:26	お願いするものですが、まず 1 番目としましては法令の 41 条の取材等 に伴います、記載の削除という
0:20:36	5%以上の核燃料物としましてメンコン使用をですねブルーアースグラ ム未満となります。
0:20:45	これらの施行令の古藤新沼さんのポンプから、
0:20:50	のを削除、記載の削除ということで、
0:20:54	それからそれに伴いまして、TPRがですねこの保安規定から大洗研究 所の使用の喜多地区の保安規定から削除されるということ等、
0:21:06	なりますので、ためにですね大原喜多地区の集積では、
0:21:14	二重廃棄物の一般排水工で環境放出する施設がなくなりました。そのた め
0:21:21	気体廃棄物の一般排水工への管理関係の投資かかるですね、管理のとこ ろをですね記載を削除すると。
0:21:32	それぞれの内容についての詳細について以下に説明いたします。
0:21:38	まず 41 行詩代表に係る記載削除をでございますが、
0:21:45	これ先ほどから説明しておりますように使用の目的をまず検討したこと に伴いまして、
0:21:54	年間し、予定の減少、そういった先ほど説明しましたように年間主要機 関と、
0:22:04	年間予定使用料の
0:22:06	変更がありましたので、
0:22:10	本規定から記載を削除するというものです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:14	ここに書いてますようにU23号の申し込み、5%以上の
0:22:23	を、
0:22:27	あれ、
0:22:32	ここですね、ここ。
0:22:37	保安規定から、すいません、野尻さん、すいません。
0:22:42	野末さん。はい。
0:22:43	今、規制庁のホンダです。ちょっと今一瞬ね、一瞬声が消えまして、10行ほど、
0:22:54	今聞こえます今は聞こえますそれで、野地さんがこの四角の中のU235濃縮度5%以上っておっしゃった以降消えてしまったので、
0:23:05	そこからすみません、もっかいお願いします。
0:23:09	すいません失礼しましたちょっとなお書きのところちょっと先ほどと同じなんでちょっと飛ばしてしまう。はい、わかりました。はい。はい。すいません。11グラムに使用料はなつたと。はい。
0:23:23	実際の削減の内容でございますが、まず第1編の総則につきましては、このところにですね本活動の研究開発センター長。
0:23:36	あとこの工学試験研究炉部長の職務、その他の課長等ですね職務を記載されておりましたので、そういったものを削除するというものでございます。
0:23:46	それに伴いまして各種別表の第2、
0:23:50	第3第4、別図の第1第2図につきまして
0:23:55	マイスターに係る記載を削除するというものでございます。
0:23:59	あと放射線科につきましても、第2号と32条のところにしていただいて、記載がありますのでこれをこめすべきものでございます。
0:24:08	それからここに記載しておりますがH T Rに関する管理区域の記載を削除するというので、
0:24:16	それから第3点のところを、の14条と13条、ここに付きましてもH T Rに係る記載が記載してありますのでこれを削除して、
0:24:27	同様に別表4、第4につきましてもS P Kの下記載がありますので古里沖です。
0:24:34	それから第8点、ここはH T T Rの記載がありますS Dの管理というところですが、これにつきましては第1号から第25条まですべて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:44	すべての情報を削除するというものでございます。
0:24:48	同様に大発生にあります別表と別事もすべて削除するという
0:24:56	続きまして液体廃棄物の一般排水公園の環境法律に関する記載の削除というものでございます。
0:25:03	変更区分につきましては、使用目的を変えたというものですが、それに伴いまして
0:25:12	許可最終設備につきましても見直しを行ってございます。
0:25:18	報告カードはですねミット状態の核燃料物質の使用及び貯蔵のみでございますので、変更前にありました。はい聞い施設合体した廃棄物、
0:25:33	液体廃棄物廃棄設備、秦技術、
0:25:39	えっとですね。
0:25:40	評価対象設備から、
0:25:47	10 ページが大きく、
0:26:01	2 ページの、
0:26:10	国病院、
0:26:14	聞こえますでしょうか。今聞こえますがまた 10 秒ほど。
0:26:19	すみません、資料 1 の方から説明いたします。10 ページですね。はい。
0:26:25	はい。
0:26:27	に記載しておりますのが許可 6 月 1 日付けとかに伴いまして瀬削除された施設というものがあります。今日施設上場していく廃棄施設が、
0:26:39	これらですね支出が削除されまして、先ほど先ほど説明しました施設のみというふうになっております。
0:26:48	実際ですね
0:26:50	要望で、削除される今後の管理棟というのは下に書いておりますが、
0:26:56	実験設備とかグローブボックスにつきましては市、現在までに設置というものでございます。
0:27:03	相談につきましては、今、現地の許可外ですが御庄でありますので、備品等の管理だとして使用するということになっております。
0:27:14	技術グループボックス及び磯野らな授業材料ですね、原子炉他において使用管理するというようなことになってございます。
0:27:26	戻りまして

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:29	8 ページのところですが、委員会、申請の概要と 2 になりますが、
0:27:36	T P R における核燃料物質の使用がですね部門となりまして、対物の発生がなくなります変更の許可がkれましたので、
0:27:48	北崎物の一般排水というのか、環境報告に関する
0:27:53	記載の対策をするというものでございます。
0:27:57	このことによりまして
0:28:00	蒔田地区大洗研究所の北地区の核燃料物質使用施設におきまして、
0:28:05	できた廃棄物を一般排水校へ環境を維持する施設がなくなりますので、
0:28:10	一般一般廃棄物の一般排水での環境への交通再の管理に関するですね、記載を、を削減するというものでございます。また下書き下のなお書きに書いておりますが、
0:28:24	フェイス T P R 原子炉施設としてもですね申請許可をいただいております、ここの液体廃棄物の
0:28:32	ところは
0:28:34	原子炉施設等でも使っております、共用先ほどのまま、同じように使っております。
0:28:41	実際ですねいただいた物廃棄施設 B は、
0:28:45	今まですべて原子炉由来のものでありまして、今まで仕様として、照射試験及び書状試験は実施したことはございません。
0:28:56	さらに燃取燃料資料、主要としての燃料仕様も付議した実績はございませんので、今まで使用施設としての市場幾つも、
0:29:06	一般施工の環境物はないというふうに認識しております。
0:29:10	ただ原子炉施設としましては、今までの運用してましてこれまでも同様にしたというようなこととして、
0:29:19	実際の変更の内容でございますが、
0:29:23	まず総則のところですね、
0:29:27	放射線管理キ口食うというものがありませんがこれにあります、一般排水に関するかかるですね記載を削除するというものです。
0:29:35	それから第 3 点のところに、
0:29:37	一般廃止に係る記載が、書きがありますので、まず第三条の 2 項のところ削除、それから第 4 条の教育管理基準に関する情報削除。
0:29:51	それから第五条の法律の基準に関する

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:56	情報削減、それから濃度の測定に関する同行削除。
0:30:02	それからは、放出管理基準値を超えた場合における書記の情報を削除しているというものです。
0:30:09	同様にそれに関します別表第5第6の削除というふうにして、
0:30:15	別表大学につきましては機械の記載もあるんですが、一般排水に関する記載がありますのでそれも記載をしたというふうにするというものでございます。
0:30:25	それからその他としまして、こういった条項を削除しましたので、条項のずれが、
0:30:32	お話をしましたのでそういった条件のいずれ条項番号とか、別表番号を整合させるというものでございます。
0:30:40	説明としましては以上となります。
0:30:46	はい。規制庁の本田ですありがとうございます。
0:30:49	ちょっと確認さしてください。
0:30:53	後ろの方から、まず10ページの資料1と。
0:30:59	後その関連で、8ページの変更許可申請の概要というのは、上半分の説明。
0:31:08	ここで
0:31:09	こういう設備がその許可から落とされ、
0:31:14	ご許可とか削除されましたっていうご説明なんだけどこの保安規定。
0:31:19	日本、
0:31:20	との関係においてはこれらの設備ってのは出てくるんですか、来ないんですか。
0:31:27	TTR計画案ノジリです。現状のですね保安規定が現状の
0:31:34	伊勢扱っております
0:31:37	アドウェイズ計数管の管理となっておりますので、これらの施設につきましては、会議記載がございます。だから、許可からエントリーから落ちたけれども、
0:31:49	その保安規定にはもともとその記載がないから
0:31:53	反映っていうことではないと、反映するっていうことではないってことかなと。
0:31:57	はい。すいません。嶋。正確に言いますとただ、非常用発電発電設備、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:03	そういったものにつきましては若干記載がございますが基本今の保安規定のつくりは各年、下部計数管の管理な形で記載しております。わかりました。はい。
0:32:19	確かに今、社長の本田磯野あるとしたらその別表の後ろの方のね別表でいろいろな設備載ってる表がね。
0:32:27	たくさんあるんだけどあるとしたらそこなんでしょけど、
0:32:32	だけでも今、ご説明の通りあくまでも計数管のご答弁に、
0:32:38	保安規定定めてるからその細かなところに、その辺鳥井敏雄とした設備としての、
0:32:44	記載は保安規制では嫌みまあ一部あるけれども、ほとんどは見当たらないってことでいいですかね。
0:32:52	はいその通りでございますはいありがとうございます。
0:32:56	それから、ちょっとそれから規制庁のホンダですけどそれから
0:33:03	液体状放射性廃棄物の、
0:33:05	記載の削除なんだけど、ここはだから元もともとそうできるようになって、
0:33:11	知的Rでは唯一、
0:33:13	大洗研の唯一の施設で、一般排水工行使できるっていう、保安規定上なってるんだけど、
0:33:25	説明では非該当になった。
0:33:28	H T T R が非該当施設に、
0:33:30	移行したっていうことと、
0:33:32	その使用の目的とかを変更して、
0:33:35	密封状態の計数管だけを使う施設になったことから、その液体廃棄物、
0:33:43	が発生するような施設がなくなりましたってことですよここまでは。
0:33:49	こういうことでいいですか。
0:33:52	その通りです。規制庁の本田です。そしてその発生。
0:33:59	発生する施設としての、
0:34:02	実態がなくなったので、規定保安規定上から関連の、
0:34:07	記載を削除しますよと。
0:34:10	いうふうに理解しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:12	これいろんなところでは、どうだっけな。
0:34:22	と、
0:34:23	9 ページで、9 ページでこの
0:34:27	根拠報酬に関する記載を削除するにあたっていろんなところにこういう んな所、条文にはねはねてるとかありますよっていう、
0:34:35	今ちょっと
0:34:37	こちらの再開っていうか、
0:34:40	大洗研究所さんの方でよく確認されると思うんだけど、あんまりこう、
0:34:46	残ってたり、残っていたり、本当は消しちゃいけないのも結社たりって いうようなことはないように、
0:34:53	ちょっともう一度、
0:34:57	改めて確認いただければと思いますけど、いかがですか。
0:35:02	はい、了解しましたもう一度よく見てですね漏れがないようにしたいと 思います。
0:35:10	で、削ったことによって何か本当はやらなきゃいけないことなの に、できなくなっちゃって困るっていうようなことやね一番。
0:35:19	研究所としては、何かこう、
0:35:22	困ることだと思うんでお願いしたいと思います。
0:35:32	あとねこの
0:35:34	液体廃棄物の、
0:35:36	この
0:35:38	環境放出に関する記載を削除するっていうのは、
0:35:42	これ許可とのす。
0:35:44	許可省との整合。
0:35:46	申請書か申請書との整合っていう意味だと。
0:35:49	もう、
0:35:50	その申請書においても、何か、
0:35:53	そういう基礎関連の記載は、この前の6月3日に許可したやつに、
0:35:58	の時にもざっくり落としてるっていうことになりますか。
0:36:11	見ていてある計画ノジリです。はい。説明いたしましたように液体廃棄 物の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:21	許可状が来ておりますので、
0:36:25	そういったことでできないということ、
0:36:29	になってるといふふうに認識しております。
0:36:31	いや、だからもともとその申請書許可の上ではこういう、
0:36:36	一般排水校へ放出するってことができるようになってたんだけど、
0:36:42	この前の6月3日に許可したときの申請書においてそれをもうできないように削除したっていふふうに理解しても大丈夫ですか。
0:36:51	はい。ついてる施設としては
0:36:56	この前のね申請書をちょっと確認すれば済む話なんだけどその
0:37:00	業許可許可、つまり、
0:37:03	今回のH T T Rのその保安規定の変更で大きく言えばその許可の反映じゃないですか。
0:37:10	許可の反映。
0:37:12	その許可の範囲の中にこの一般排水工から環境放出しませんよってことも入るのか入らないのかっていうと、
0:37:22	今のご説明だとは入りますよっていうことですよね。
0:37:34	そしてから計画はノジリです。
0:37:39	施設側カラー申しますと、うん。
0:37:48	本質に関わるですね
0:37:53	記載はなくなっ。
0:37:54	でですね
0:37:57	その各条項に対する廃棄のところの、
0:38:05	基準もですね、つきましては、
0:38:07	なくなるというような記載しておりますので。うん。ええ。
0:38:12	2次作業許可上は、
0:38:15	ないというふうに認識しております。
0:38:20	以上、そう。そうですねわかりました。
0:38:24	その許可変更許可前の話にちょっと戻るとするとこの、こういうことしますよっていうのは書いてあったのかなかったのかっていうとどっちですか。
0:38:35	こういうことっていうのは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:39	一般排水工への環境放出する。
0:38:43	できるとかね。
0:38:51	はい。確認いたしますが、おそらく線量評価のところ。なるほどね。なるほど。
0:38:59	そういうツールがあるというふうに思ってますのでそこら辺をちょっと確認させていただきます。
0:39:06	だから、いわゆるその放射性廃棄物の廃棄の方法って何か、本文中に書くとかあるじゃないですかよくそこにははっきりは書いてなさそうだけれども、
0:39:17	線量評価のところでもそういう条件で線量評価してるから、
0:39:22	想定はしてやっています。
0:39:28	はい。確認はしますがそうですねはい会を開始の、
0:39:34	半期のところにつきましては、
0:39:36	あります。
0:39:38	県は、本部の方から、今ちょうど私の方でコア仲村です。当時の許可申請見れてる
0:39:50	んですけども、すみませんこちらでも見ればいいんですけど、
0:39:53	大変本文中に、一般排水工へ法律する場合があるという記載がございます。9ポツの液体廃棄物の廃棄ってか、前ですね。はい。はい。濃度限度以下のものは、
0:40:09	一般排水から放出する場合があるという記載があって、これに対して変更後は、液体廃棄設備なしというふうにしてますから、それはございます。
0:40:20	わかりました変更後は。だから、今わかりましたねだから許可の反映ってことも言えますねそれでね。
0:40:30	はい。はい、ありがとうございます。ありがとうございます。
0:40:41	それで、これはあんまりちょっと直接関係ないんですけど今回そのH T T Rの非該当施設になって、
0:40:50	今回この保安規定も認可されると公安規程の第8編が丸ごと
0:40:57	なくなりますけれども、
0:41:00	そうすると今までその保安活動は一応、保安規定を拠り所っていうと大げさですけど、保安規定を中心に保安活動が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:10	されてると思うけど、思うんですけど今非該当施設になって、
0:41:15	保安規定から落とされてしまうとその保安規定に代わるものが何か、
0:41:21	H T T Rの方では何か制定されるんですか。
0:41:27	はい。石井 T r 計画課野尻です。はい。基本的に所の方にですね研究所の方に少量核燃料、
0:41:36	管理規則というものがあまして、はい。そちらの方に移るということになります。またそれと同時にですね機能を各
0:41:45	使用施設のですね量がありますのでそれらは引き続き、それで管理していくというふうに、
0:41:52	はい、ありがとうございました。
0:41:59	あります。
0:42:00	ですか。はい。
0:42:01	規制庁の本田です規制庁からは特にもう質問等ございません。確認ございません
0:42:11	最後にあれ、ごめんなさい。
0:42:14	申請時期としてはいつごろめど。
0:42:17	こう考えていらっしゃるんですか。
0:42:28	各本部の方からちょっとフォローさせていただきます。仲村です。伺ってすでにもう中身でき上がっているというふうに思っておりますので、
0:42:38	今回面談で特段宿題事項にしてございますので今後ですね図書の提出をしてという運びになりますので一応予定では9月中に申請はできるものというふうに見込んでおります。
0:42:54	9月中ね、9月いっぱい。
0:42:57	はい。おそらく、
0:43:02	それそこまでいいです。それで、ごめんなさいちょっと思い出したけど今回本規定、申請された後にいわゆる3点セットって呼んじゃいますけどその許可整合とかの本
0:43:18	規定の審査基準との整合とか、あと保安規定に規定すべき事項の確認とか、
0:43:24	いわゆる、私たちの審査資料となるべきもの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:28	の作成もちょっと並行で進めていただいてし、申請後に、ちょっとその申請した後ということで、面談においてはその今言った資料のちょっと、
0:43:39	確認させていただきたいなと思ってますけどよろしくをお願いします。
0:43:45	原子力機構、HDRさ生田ですけども、当該資料につきましても、概ね準備ができております。わかりました。はい。申請5、
0:43:55	説明させていただきました状況だと考えております。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:44:03	江藤の木村ですけども同じく材料試験の分その準備はできております。
0:44:09	はい。
0:44:12	あります。
0:44:15	規制庁の本田です。そうずっと原子力機構さんから何か、
0:44:19	何か補足とか何かございますか。
0:44:30	寺尾キムラですけども材料試験ロッカー特にございません。
0:44:35	続いてある経過ノジリですが、TTRとしての時にございません。
0:44:42	有馬規制庁のホンダですわかりましたそれでは
0:44:45	ここでないということなのでこれで大洗研究所北知久核燃料物集施設保安規定の変更内容についての面倒だ、終了といたします。ありがとうございました。
0:44:58	ありがとうございました。ありがとうございます。では6番、M a a S。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。